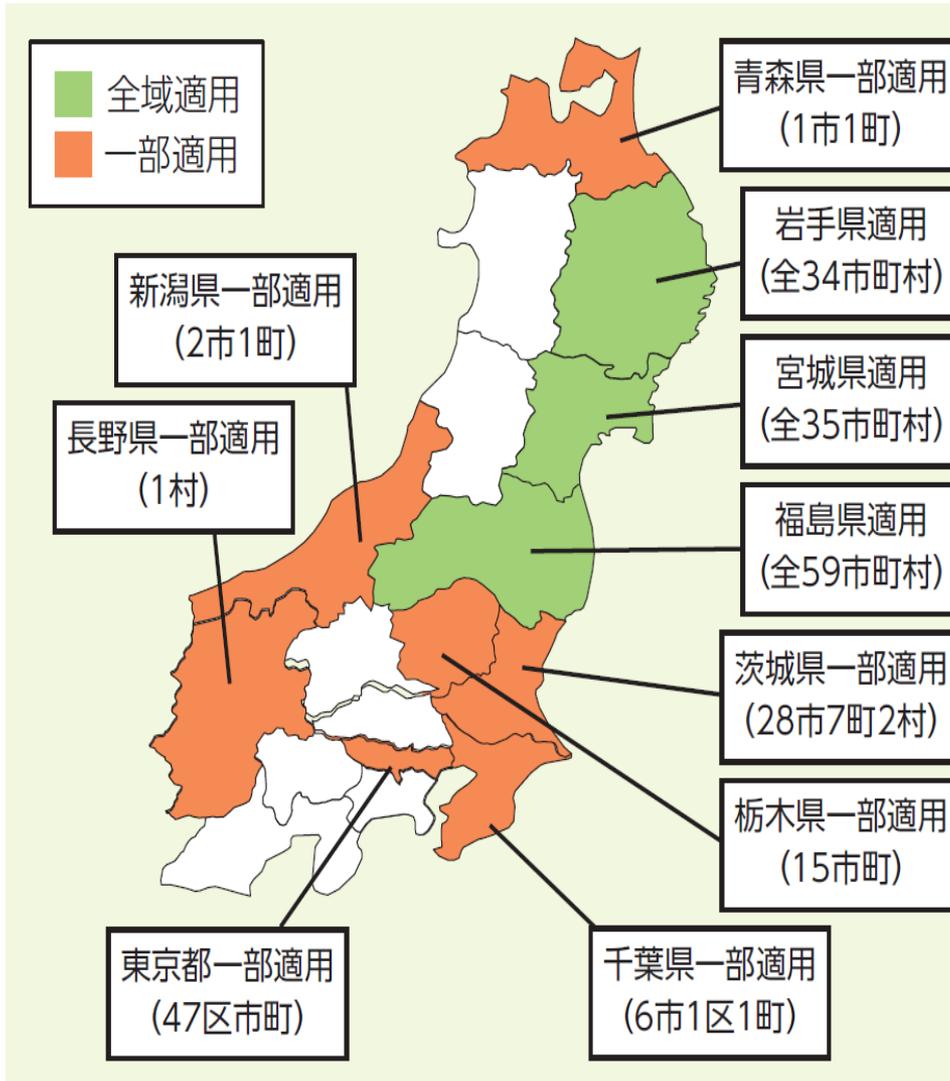


# 災害救助法の適用



## 参考

### 災害救助法による支援内容

- 被災者の救出
- 医療、助産
- 避難所の設置費
- 炊き出し、飲料水の提供
- 被服、寝具等の提供
- ホテルや旅館の借り上げ費
- 仮設住宅、高齢者サポートセンターの設置費(※)等

※仮設住宅の集会室の一部を活用した場合

# 前頁の図の詳細情報

前頁の図の標題	災害救助法の適用	
同図のポイント	・災害救助法は被災市町村に都道府県が応急的に必要な救助を行い、国が救助経費の一部負担する。	
出典の詳細	資料名	厚生労働省「平成23年版厚生労働白書」第二部149ページ 〈2011年6月末〉
	標題	災害救助法の適用
	URL	<a href="http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/11/dl/02-00.pdf">http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/11/dl/02-00.pdf</a>
キーワード	災害救助法、避難所、炊き出し、財政支援	
データ番号	02-151-0103（問い合わせ等の場合、この番号をご明示ください）	